

# 11月・12月は「市税等納付推進月間」です



市県民税・固定資産税・軽自動車税などの市税および  
国民健康保険税・介護保険料の

## 納め忘れはありませんか？



うるま市では、11月・12月を市税等納付推進月間とし、納期限内納付の協力を呼びかけております。  
“新たに飛躍するまち”として“人と歴史が奏でる自然豊かなやすらぎと健康のまち”づくりを実現するために必要な財源は私たちの「市税等」によってまかなわれています。

### わたしたちの市税等はこのように使われています！

- 道路・公園・教育施設・文化施設などにかかる費用
- 福祉の向上を図るための費用
- 医療保険や介護保険の適正な制度運営
- 日常生活に必要なゴミ処理にかかる費用・・・など



### 市税等を滞納すると？

市税の納付がなされない場合はやむを得ず「財産の差押」等のペナルティーが科せられる場合があります。  
不動産（土地・家屋）、債権（預金・給与・地料）、（軽）自動車などが差押えの対象になります。

### 国民健康保険税を滞納すると？

短期被保険者証（通常の保険証より有効期間の短い保険証）が交付されたり、かかった医療費がいったん全額自己負担になる場合があります。

### 介護保険料を滞納すると？

介護サービスを利用する際に、自己負担額が1割から3割に引き上げられるなど、ご自身の負担が多くなる場合があります。

### 今、ちょっと待ってほしい・・・一度に納められないので分割してほしい・・・（納付相談）

納付の件でお困りのことがありましたら、一人で悩まず、納めやすい方法を一緒に考えましょう。  
お気軽にご相談ください。

納税課と国民健康保険課では、11月・12月の毎週木曜日、本庁において「時間延長窓口」を午後8時まで設け、納付相談を行っています。

### 納付したのに督促状が届きましたが、どうしてですか？

各金融機関やコンビニエンスストアで納付された税金の情報が市役所に届くまで、数日から2週間前後かかります。督促状の発送前に納付が確認できたものについて、発送しないように努めておりますが、発送日近くに納付された場合、行き違いで発送されることがあります。  
納付していただいた後に督促状が届いてしまった場合にはご了承ください。

#### 〈お問い合わせ先〉

|                        |           |             |
|------------------------|-----------|-------------|
| 市税の納付に関すること            | 納 税 課     | (☎973-1099) |
| 市県民税・軽自動車税・法人市民税に関すること | 市 民 税 課   | (☎973-5382) |
| 固定資産税に関すること            | 資 産 税 課   | (☎973-5394) |
| 国民健康保険税に関すること          | 国民健康保険課   | (☎973-3202) |
| 介護保険料に関すること            | 介 護 長 寿 課 | (☎973-3208) |

\*\*\*納付は便利な口座振替をおすすめします\*\*\*

昨年4月開所の「うるま市電話催告センター」（民間委託）では、市税等で納期限が過ぎても納付確認ができない方への納付案内業務等を行っています。（本庁2階 納税課内）